

## 2 個別協定に係る評価

平成19年6月30日現在で協定が締結されている個別協定は19協定で集落協定に比較すると少なくなっている。

個別協定の取組内容は次のとおりである。

取組内容	区分	実施時期
利用権の設定等又は基幹的農作業の受託	必須	毎年実施
農業生産活動等として取り組むべき事項	選択	毎年実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄の防止等の活動</li> <li>・水路・農道等の管理活動</li> <li>・多面的機能を増進する活動</li> </ul>		
利用権の設定等として取り組むべき事項	選択	平成21年度までに実施

### (1) 利用権の設定等又は基幹的農作業の受託の状況

平成19年度までは、確実に実施されており、平成21年度以降も目標の達成が見込まれる。

(対象：19個別協定)

区分	H19までの実施状況 (取組数)	H21までの実施見込 (取組数)	評価
			2
	19	19	17
	0	0	0
x	0	0	0

### (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項(耕作放棄の防止等の活動)の実施状況

平成19年度までは、確実に実施されており、平成21年度以降も目標の達成が見込まれる。

(対象：16個別協定)

区分	H19までの実施状況 (取組数)	H21までの実施見込 (取組数)	評価
			2
	17	17	14
	0	0	0
x	0	0	0

(3)農業生産活動等として取り組むべき事項（水路・農道等の管理活動）の実施状況

平成19年度までは、確実に実施されており、平成21年度以降も目標の達成が見込まれる。

（対象：10個別協定）

区 分	H19までの実施状況 (取組数)	H21までの実施見込 (取組数)	評 価
			0
	18	18	10
	0	0	0
×	0	0	0

(4)農業生産活動等として取り組むべき事項（多面的機能を増進する活動）の実施状況

平成19年度までは、確実に実施されており、平成21年度以降も目標の達成が見込まれる。

（対象：11個別協定）

区 分	H19までの実施状況 (取組数)	H21までの実施見込 (取組数)	評 価
			2
	14	14	9
	0	0	0
×	0	0	0

(5)利用権の設定等として取り組むべき事項の進捗状況

平成19年度までは利用権の設定が通知基準の5割を達成していないが、市町村の指導・助言により通知基準の達成が見込まれる。

（対象：1個別協定）

区 分	H19までの実施状況 (取組数)	H21までの実施見込 (取組数)	評 価
			0
	0	0	0
	1	1	1
×	0	0	0

【要指導・助言の内訳】

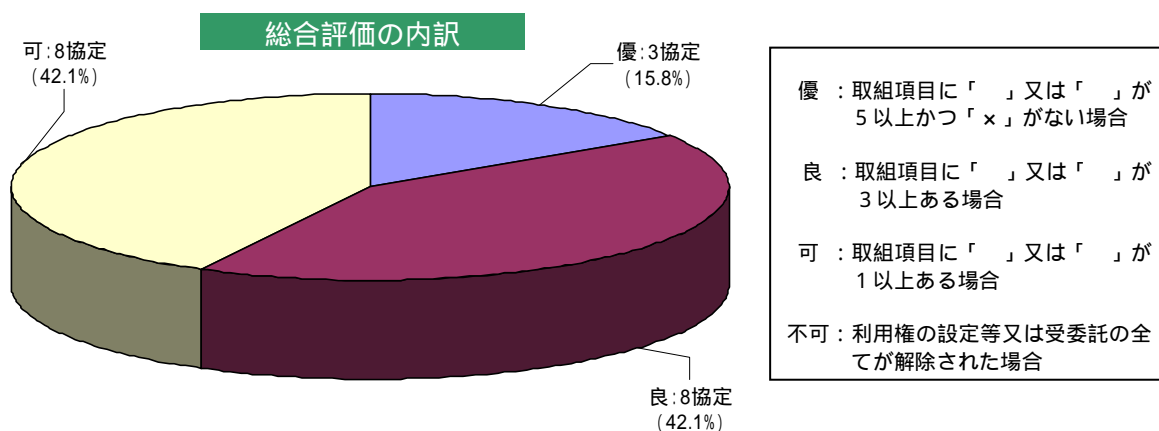
利用権の設定等として取り組むべき事項

（対象：1個別協定）

区 分	集落数	割合(%)
利用権設定の促進	1	100

## (6)総合評価

個別協定の活動状況を加点法により総合評価した状況は下記のとおりである。



「優」の個別協定が15.8%、「良」の個別協定が42.1%となっている。個別協定では、必須項目が1項目のみであるため、集落協定に比較して「可」の割合が高くなっている。個別協定についても適切・順調に取組が実施されていると認められる。

## 制度の評価

市町村中間年評価書及び市町村及び集落協定の代表者に対して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、本事業の成果と課題を検証する。

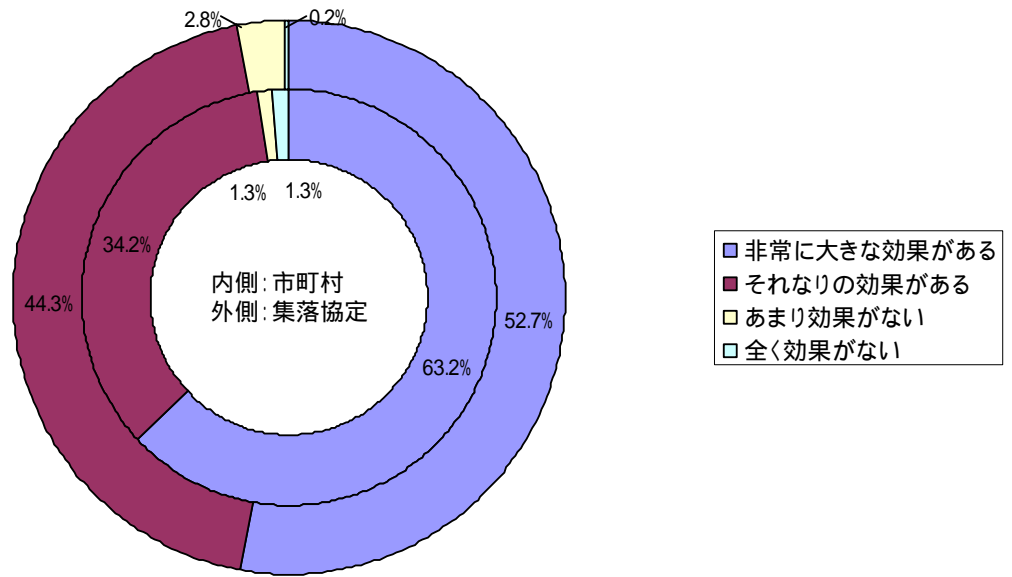
### 1 耕作放棄の発生防止

本事業を実施している協定農用地10,107haでは、農業生産活動の継続のほか、農用地の法面や水路・農道等の管理、鳥獣害対策、周辺林地の下草刈などの共同作業等の取組を通じて耕作放棄の発生防止が図られている。

アンケート調査によると、本事業が耕作放棄地の増加を防止する効果があると考えられる割合は、集落協定・市町村ともに97%を超えている。

区 分	集落協定数	割合 (%)
非常に大きな効果がある	662	52.7
それなりの効果がある	556	44.3
あまり効果はない	35	2.8
全く効果はない	3	0.2
合 計	1,256	100

区 分	市町村数	割合 (%)
非常に大きな効果がある	48	63.2
それなりの効果がある	26	34.2
あまり効果はない	1	1.3
全く効果はない	1	1.3
合 計	76	100

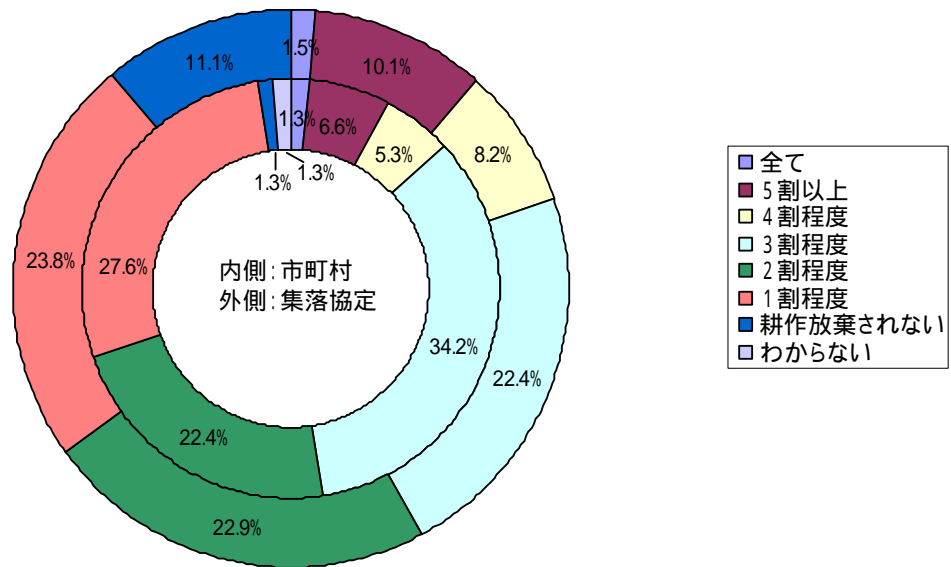


また、本事業に取り組んでいなければ、協定農用地が平成17年度～21年度までの5年間で耕作放棄されるかについては、耕作放棄されると考える割合が集落協定で88.9%、市町村で97.4%となっており、市町村の方が耕作放棄が発生する恐れが大きいと考えている。

集落協定では、「耕作放棄されない」と考える割合が11.1%ある一方で、「5割以上」と考える割合が10%を超えており、集落協定間の取組に格差があるものと推測される。

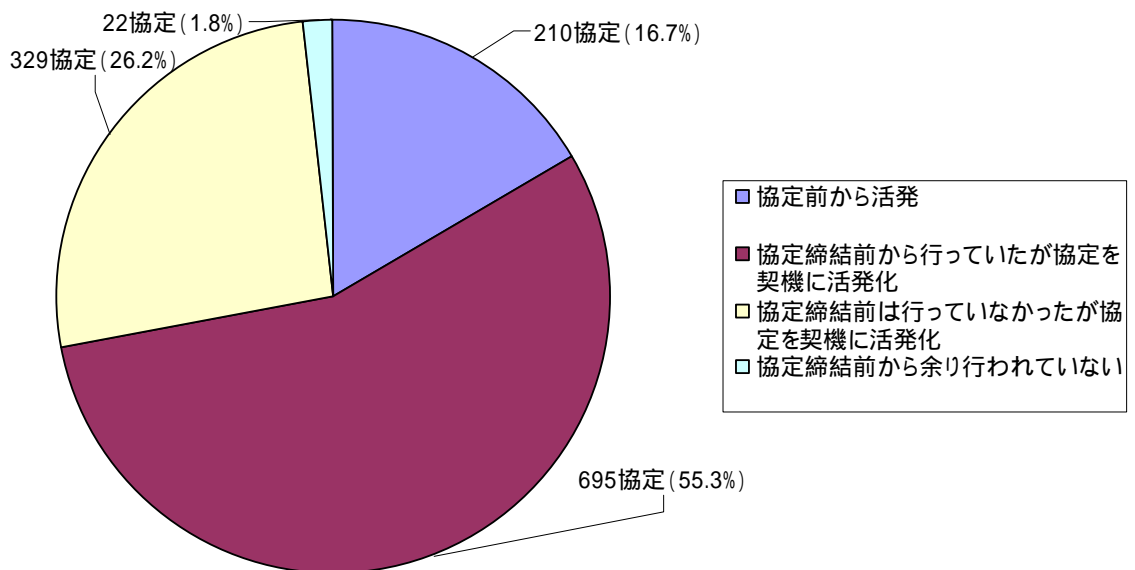
区 分	集落協定数	割合 (%)
全て	19	1.5
5割以上	127	10.1
4割程度	103	8.2
3割程度	281	22.4
2割程度	288	22.9
1割程度	299	23.8
耕作放棄されない	139	11.1
合 計	1,256	100

区 分	市町村数	割合 (%)
全て	1	1.3
5割以上	5	6.6
4割程度	4	5.3
3割程度	26	34.2
2割程度	17	22.4
1割程度	21	27.6
耕作放棄されない	1	1.3
わからない	1	1.3
合 計	76	100



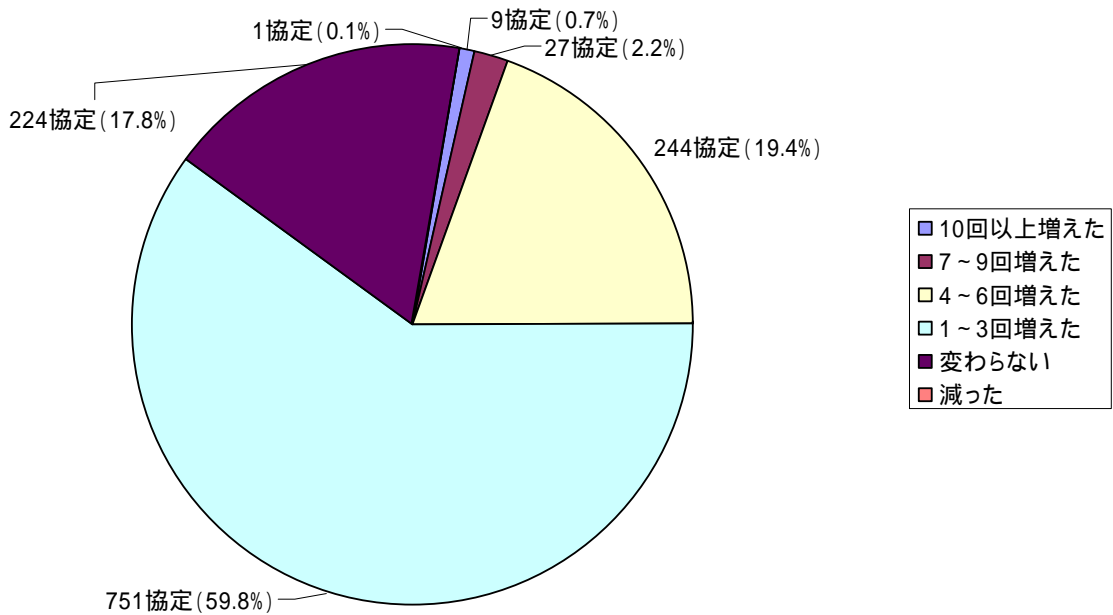
耕作放棄を防止するために重要な取組である集落全体で農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の状況は、「協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった」(55.3%)と「協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった」(26.2%)を合わせると「協定を契機に活発化した」が81.5%を占めている。また、「協定締結前から活発に行われている」を合わせると、98.2%の集落で活発な活動が行われている。

区 分	集落協定数	割合 (%)
協定締結前から活発に行われている	210	16.7
協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	695	55.3
協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	329	26.2
協定締結前からあまり行われていない	22	1.8
合 計	1,256	100



また、集落全体での農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の年間の回数は、協定締結前(平成16年度以前)と比較すると82.1%の集落で増加しており、「1～3回増えた」割合が59.8%と一番高くなっている。

区 分	集落協定数	割合(%)
10回以上増えた	9	0.7
7～9回増えた	27	2.2
4～6回増えた	244	19.4
1～3回増えた	751	59.8
変わらない	224	17.8
減った	1	0.1
合 計	1,256	100



耕作放棄発生の主要因である鳥獣害を防止する取組の状況をアンケート調査で回答があった455協定の状況から確認すると、鳥獣害対策の実施面積は、平均4.9haとなっている。

鳥獣害対策の種類は、「防護柵(電気柵を含む)」(69.5%)、「ネット」(51.9%)が上位を占め、「ワナ」(16.9%)と「爆音機」(14.9%)がほぼ同じ割合となった。

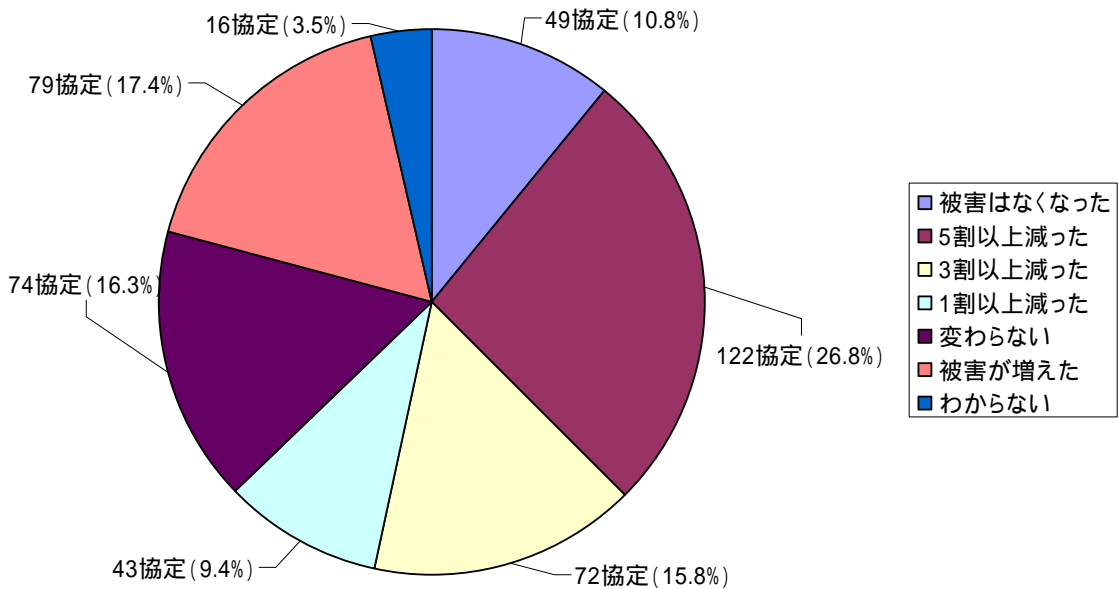
区 分	集落協定数	割合(%)
防護柵(電気柵を含む)	316	69.5
ネット	236	51.9
ワナ	77	16.9
爆音機	68	14.9
その他	74	16.3

【母数：455協定】

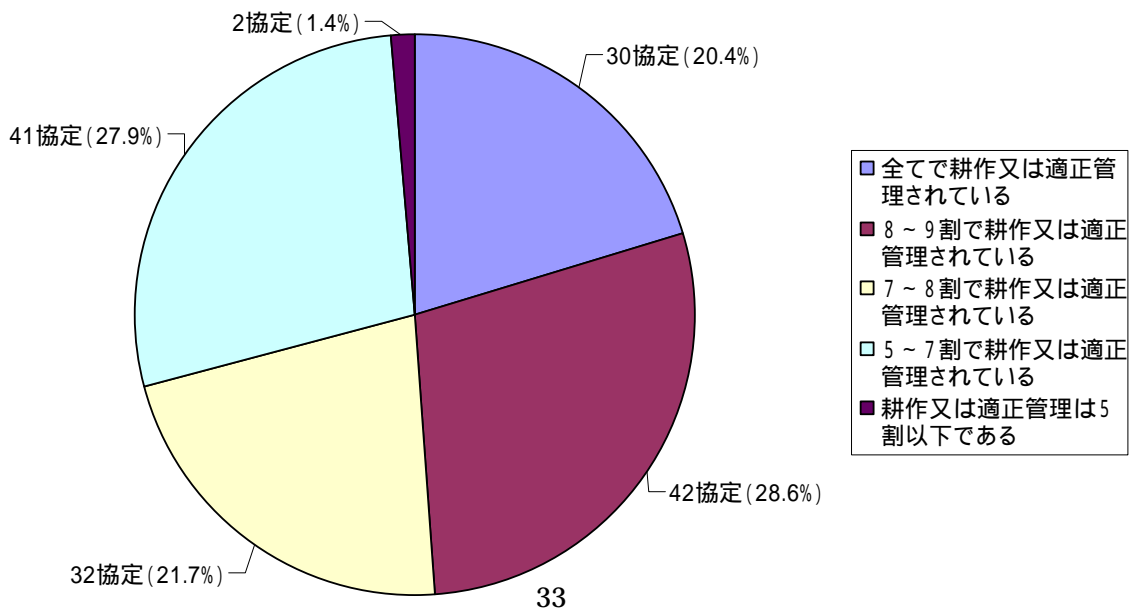
鳥獣による協定農用地の被害面積は、協定締結前(平成16年度以前)と比較すると、「被害が減った」が62.8%となった。「5割以上減った」

が26.8%で最も多くなっており、交付金を活用して有効な対策を講じている成果と思われる。

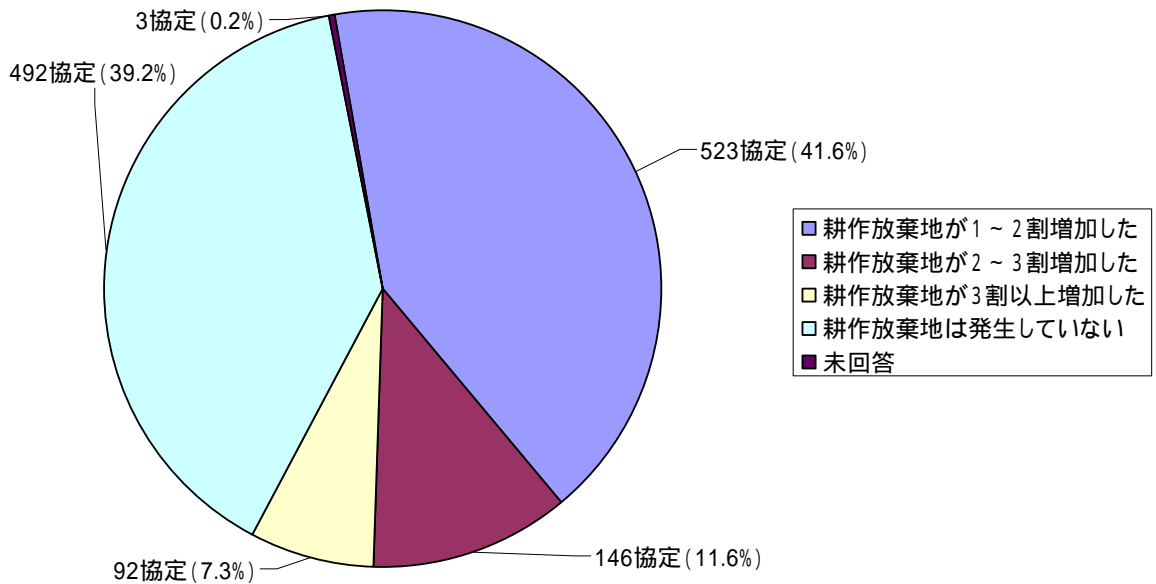
区 分	集落協定数	割合 (%)
被害はなくなった	49	10.8
5割以上減った	122	26.8
3割程度減った	72	15.8
1割程度減った	43	9.4
変わらない	74	16.3
被害は増えた	79	17.4
わからない	16	3.5
合 計	455	100



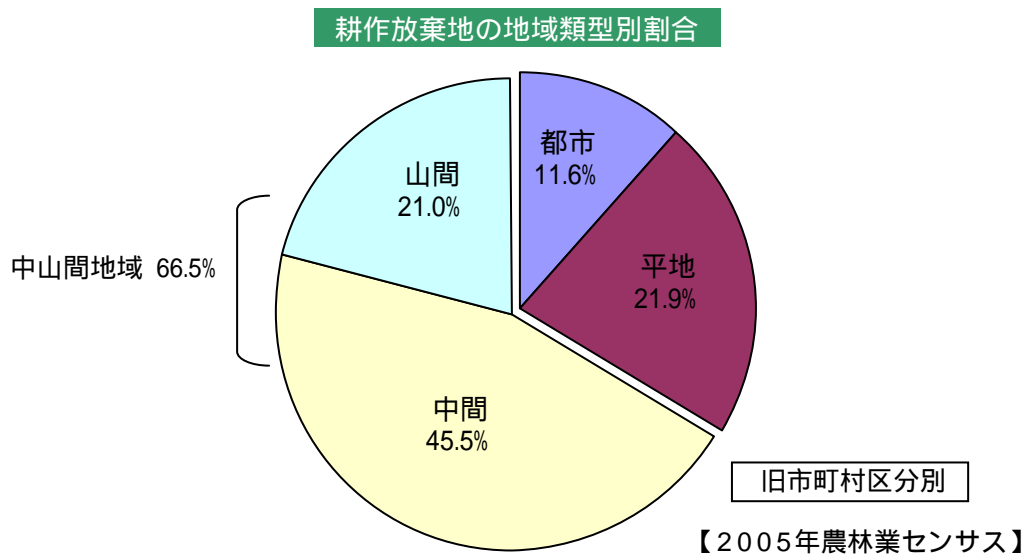
次に、第1期対策を実施し、第2期対策に移行しなかった集落の現状について市町村にアンケート調査を実施したところ、市町村が把握している147協定について回答があった。第1期対策を実施している間は耕作放棄が発生していなかったが、事業を取り止めてから3年の間に、約8割の集落で耕作放棄が新たに発生している。



さらに、集落協定に対するアンケート調査によると、本事業に取り組んでいない周辺の農用地は、協定締結前（平成16年度以前）に比較すると「耕作放棄地が増加した」の合計が60.6%となり、「耕作放棄地が発生していない」(39.2%)を上回っている。



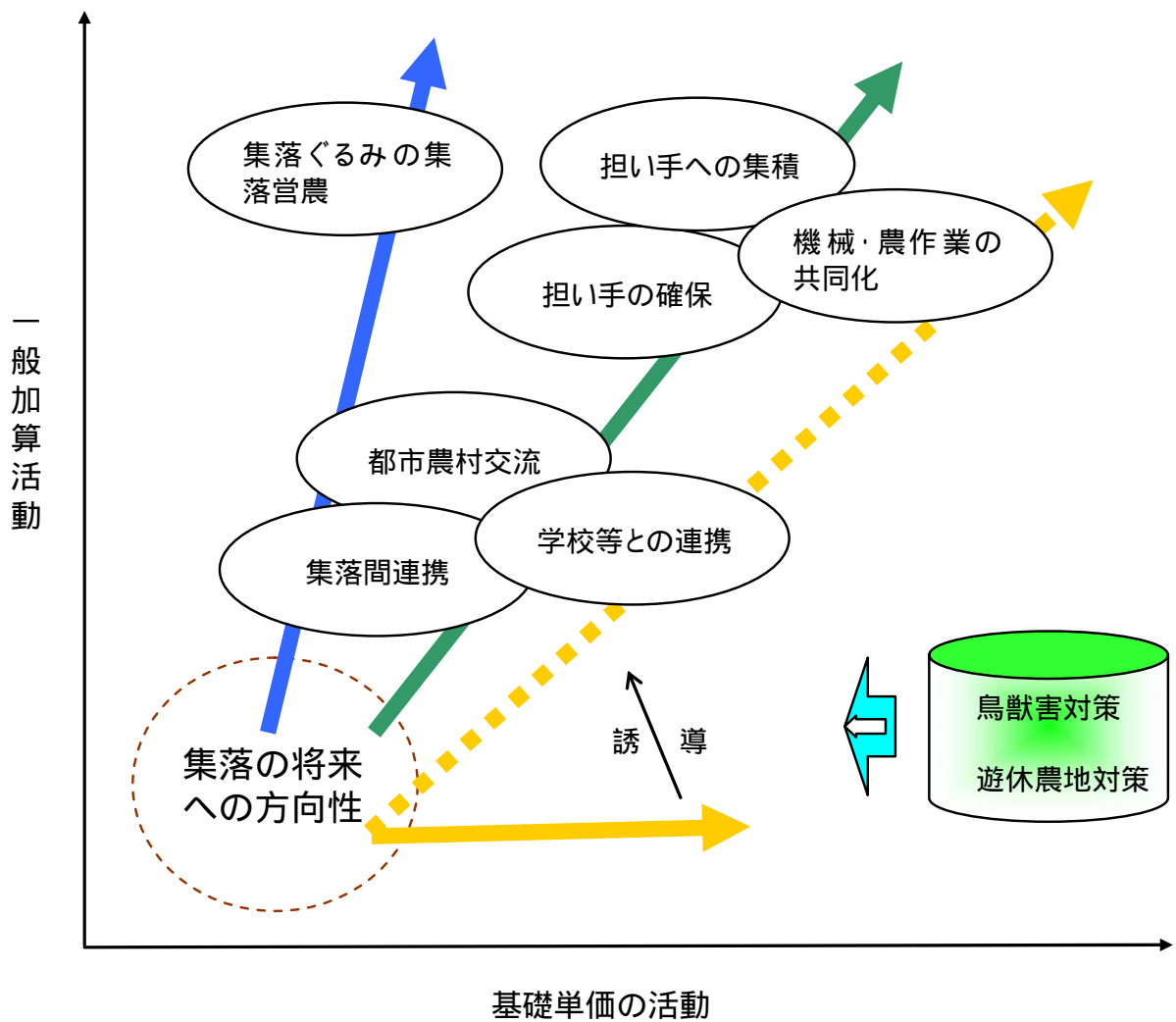
県内の耕作放棄地率は、2005年農林業センサスによると17.5%となっている。農林統計上の地域別に見ると、諸条件が厳しい中山間地域の占める割合が高くなっており、第2期対策に移行しなかった集落の現状及び本事業を実施していない周辺農用地の状況を鑑みても本事業の効果は大きいものと考えられる。





しかしながら、特に基礎単価の活動を行っている集落協定の中には、本事業に取り組むことにより何とか耕作放棄の発生が抑制されているという集落協定もあり、このことは幾つかの市町村中間年評価書でも指摘されているところである。

今後は、引き続き、担い手の育成や集落ぐるみの営農を目指す自律的かつ継続的な農業生産活動へのステップアップを支援するとともに、必要に応じて、有害鳥獣対策や遊休農地対策等を活用した中山間地域の集落づくりを支援していく必要がある。

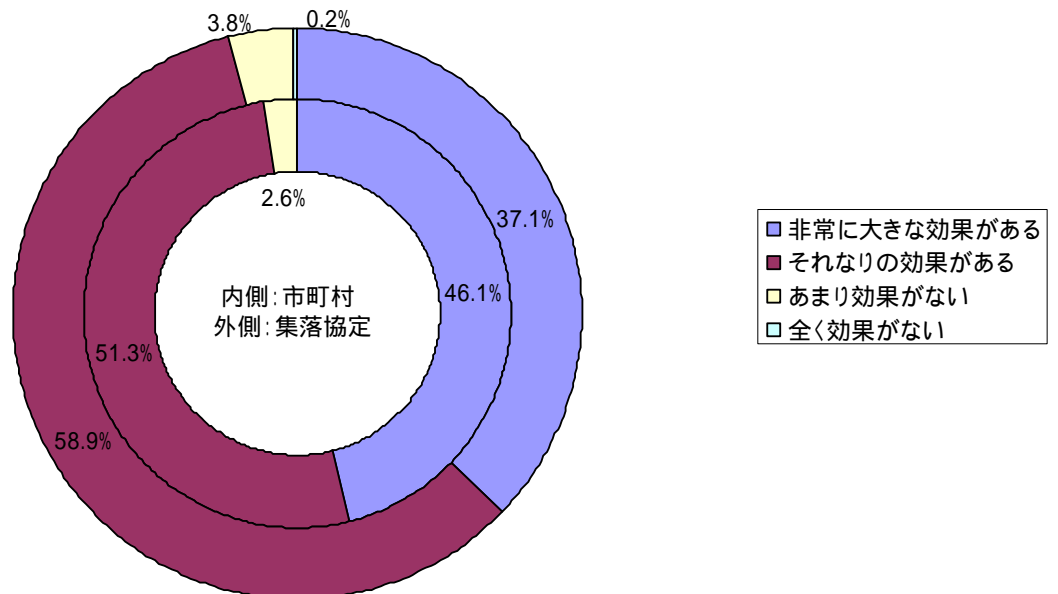


## 2 地域・集落の活性化

アンケート調査によると、本事業が集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があると考える割合は、集落協定・市町村ともに96%を超えている。

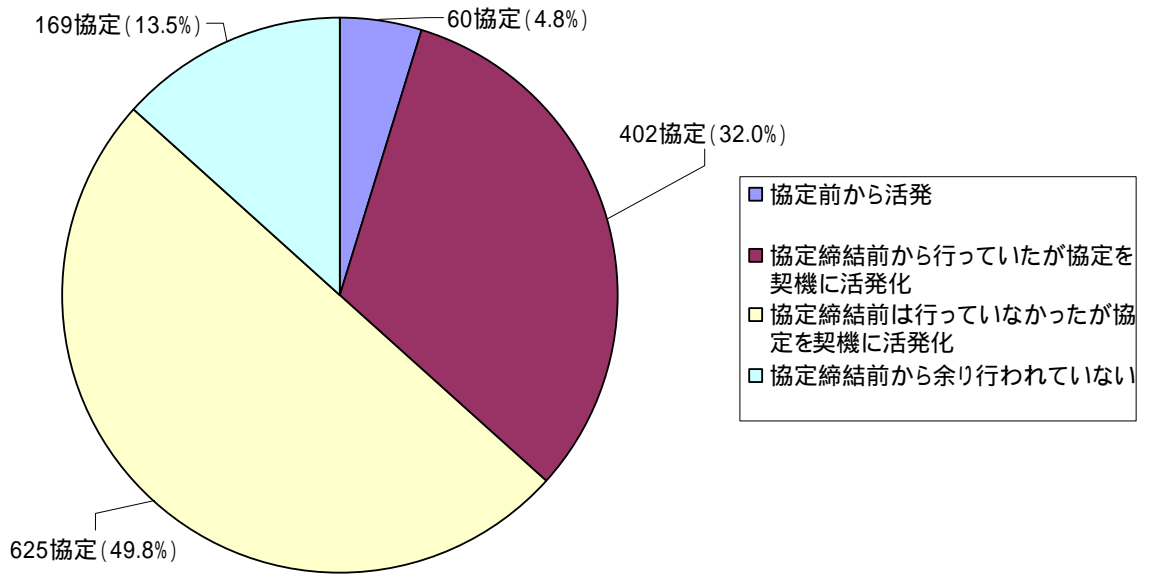
区 分	集落協定数	割合 (%)
非常に大きな効果がある	466	37.1
それなりの効果がある	740	58.9
あまり効果はない	47	3.8
全く効果はない	3	0.2
合 計	1,256	100

区 分	市町村数	割合 (%)
非常に大きな効果がある	35	46.1
それなりの効果がある	39	51.3
あまり効果はない	2	2.6
全く効果はない	0	0
合 計	76	100



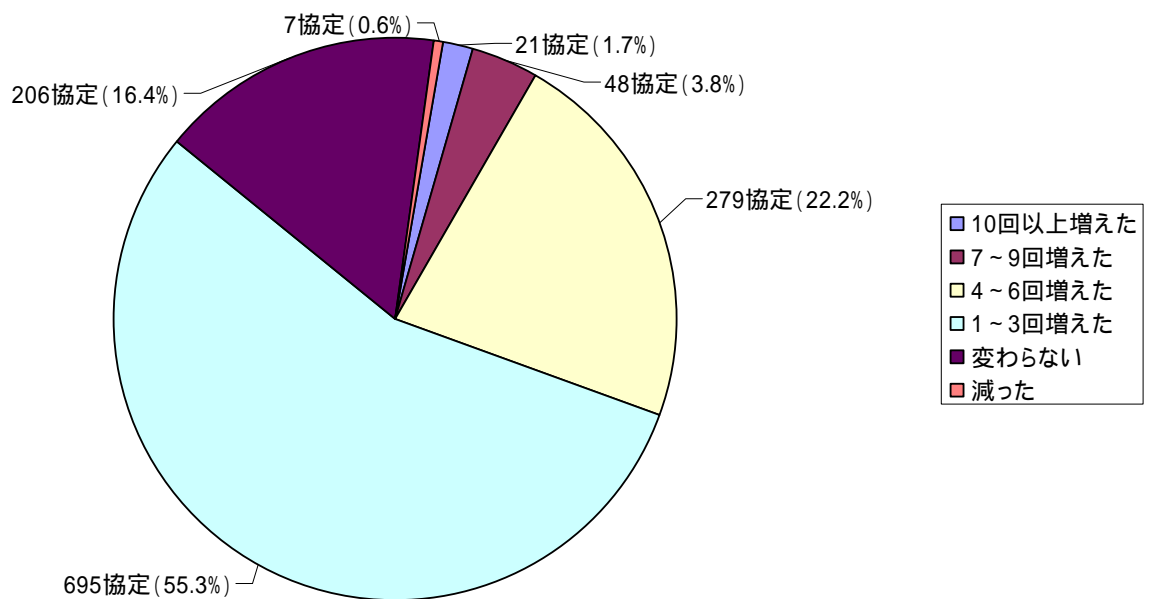
集落の活性化や将来に向けた話し合いの状況は、「協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった」(32.0%)と「協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった」(49.7%)を合わせると81.7%となる。さらに、「協定締結前から活発に行われている」(4.8%)を合わせると、86.5%の集落で活発な話し合いが行われている

区 分	集落協定数	割合 (%)
協定締結前から活発に行われている	60	4.8
協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	402	32.0
協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	625	49.7
協定締結前からあまり行われていない	169	13.5
合 計	1,256	100



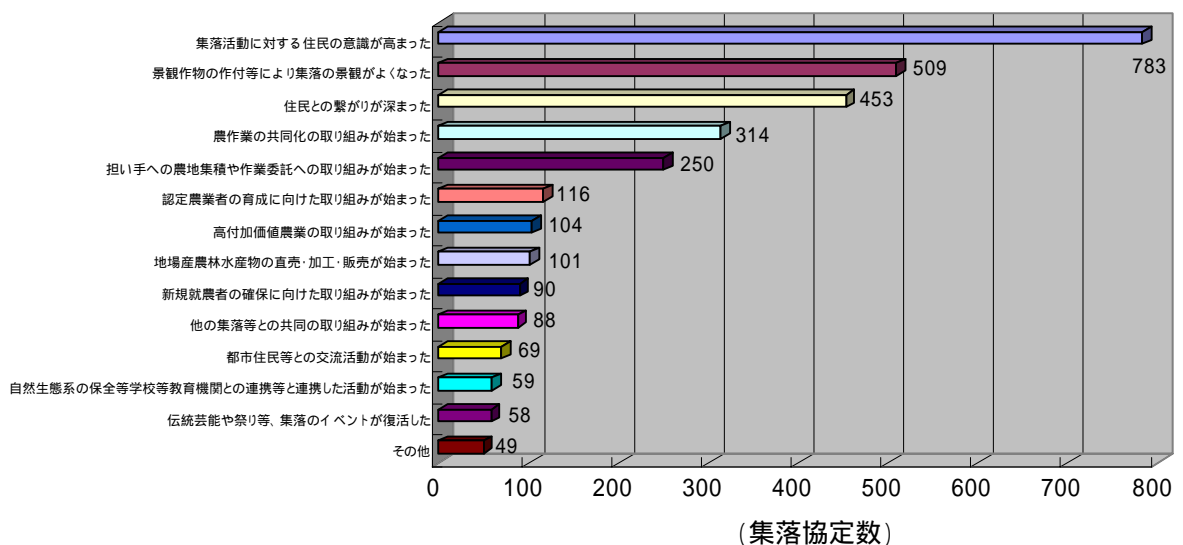
また、集落の話し合いの年間の回数は、協定締結前(平成16年度以前)と比較すると83.0%の集落で増加しており、「1～3回増えた」割合が55.3%と一番高くなっている。

区 分	集落協定数	割合 (%)
10回以上増えた	21	1.7
7～9回増えた	48	3.8
4～6回増えた	279	22.2
1～3回増えた	695	55.3
変わらない	206	16.4
減った	7	0.6
合 計	1,256	100



話し合いがきっかけになり協定締結前（平成16年度以前）と現在で何が変わったと感じるかでは、「集落活動に対する住民の意識が高まった」（62.3%）、「景観作物の作付等により集落の景観がよくなった」（40.5%）、「住民との繋がりが深まった」（36.1%）等が上位を占めるほか、多様な取組が行われている。

区 分	集落協定数	割合（%）
集落活動に対する住民の意識が高まった	783	62.3
景観作物の作付等により集落の景観がよくなった	509	40.5
住民との繋がりが深まった	453	36.1
農作業の共同化の取り組みが始まった（又は活性化した）	314	25.0
担い手への農地集積や作業委託への取り組みが始まった（又は活性化した）	250	19.9
認定農業者の育成に向けた取り組みが始まった（又は活性化した）	116	9.2
高付加価値農業の取り組みが始まった（又は活性化した）	104	8.3
地場産農林水産物の直売・加工・販売が始まった（又は活発化した）	101	8.0
新規就農者の確保に向けた取り組みが始まった（又は活性化した）	90	7.2
他の集落等との共同の取り組みが始まった（又は活発化した）	88	7.0
都市住民等との交流活動が始まった（又は活発化した）	69	5.5
自然生態系の保全等学校等教育機関との連携、NPO法人等と連携した活動が始まった（活発化した）	59	4.7
伝統芸能や祭り等、集落のイベントが復活した（又は活性化した）	58	4.6
その他	49	3.9



アンケート調査でも、集落内の連帯意識の向上、女性や高齢者の活動の活発化、集落間連携の活発化など多くの取組が見られた。今後は、これらの取組の定着化を図る必要がある。

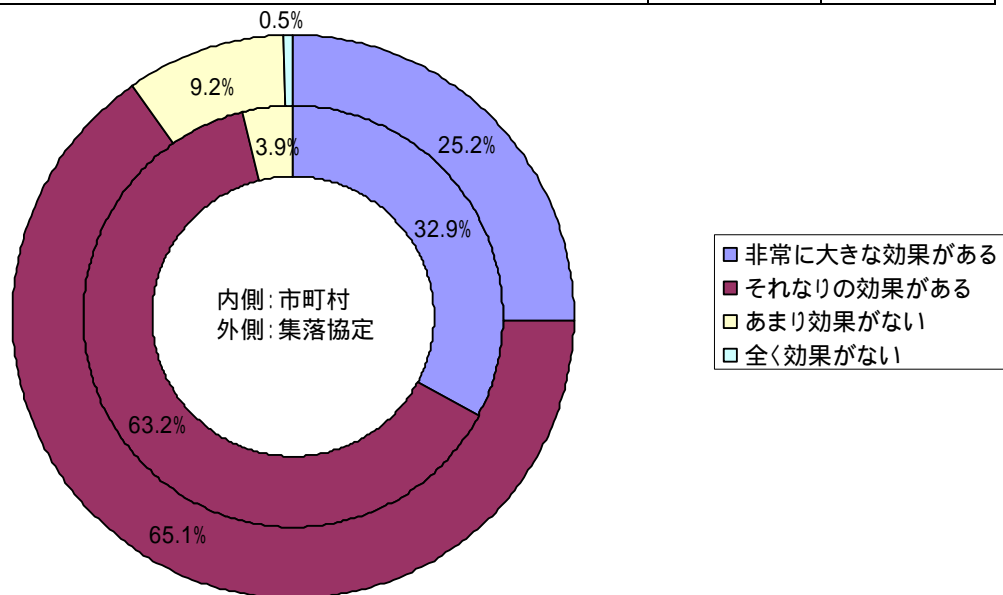
なお、アンケート調査の結果、女性役員が選任されている集落協定は167集落協定(13.3%)、女性の平均参加者は2.1人に止まっている。また、協定締結に当たっての話し合いへの女性の参加が「ほとんどない」が5割を超えている。共同作業や直売の取組等を通じて女性の積極的な参加の動きが見られるが、女性の役員への登用や話し合いへの積極的な参加が望まれる。

### 3 多面的機能の維持

本事業が国土保全や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると考える割合は、集落協定・市町村ともに90%を超えている。

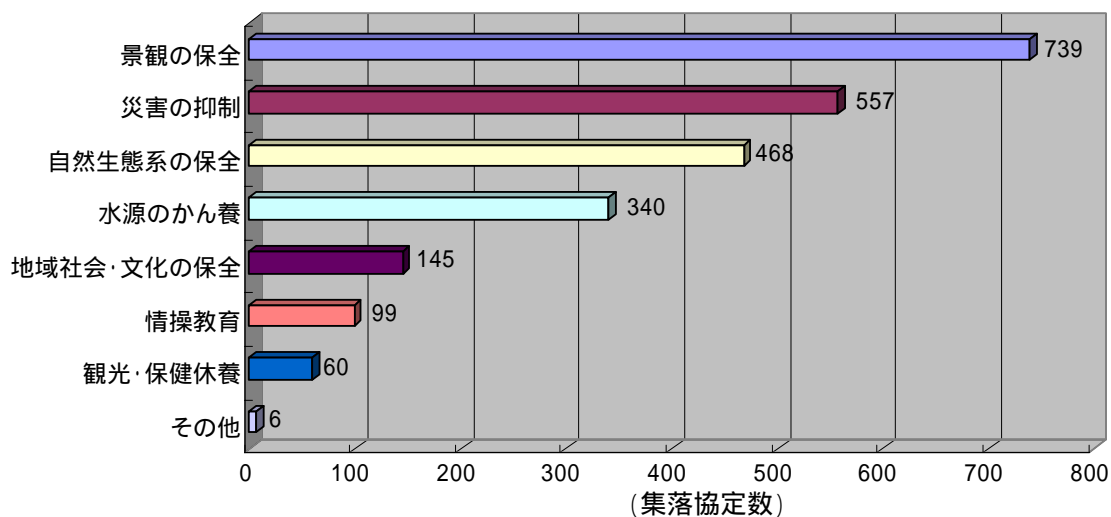
区 分	集落協定数	割合(%)
非常に大きな効果がある	317	25.2
それなりの効果がある	818	65.1
あまり効果はない	115	9.2
全く効果はない	6	0.5
合 計	1,256	100

区 分	市町村数	割合(%)
非常に大きな効果がある	25	32.9
それなりの効果がある	48	63.2
あまり効果はない	3	3.9
全く効果はない	0	0
合 計	76	100



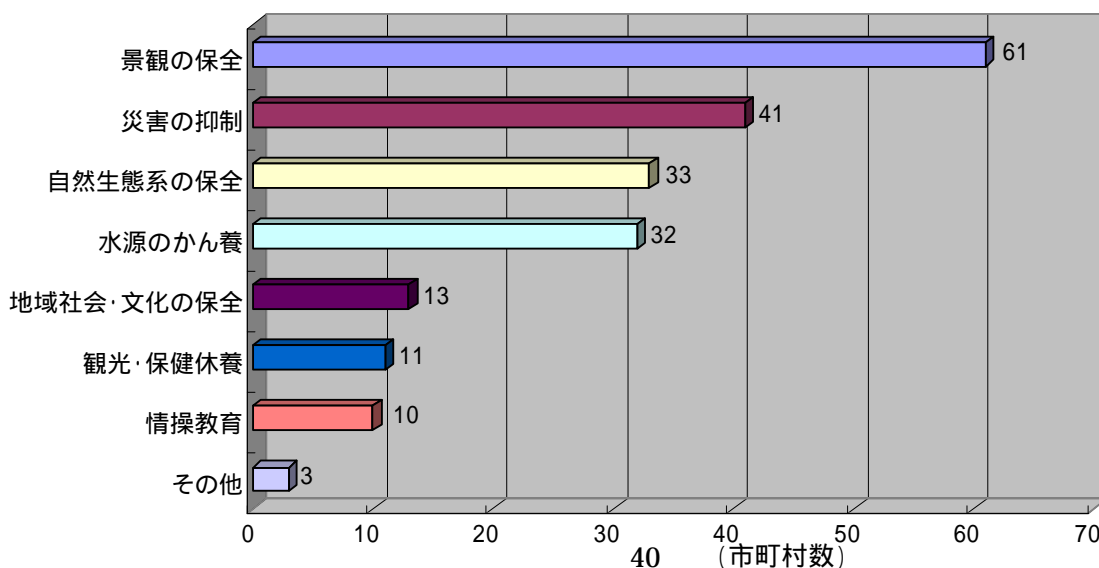
集落協定が国土保全や保健休養機能等の多面的機能の増進または発揮の取り組みを通じてあったと感じる効果は、「景観の保全」(58.8%)、「災害の抑制」(44.3%)、「自然生態系の保全」(37.3%)、「水源のかん養」(27.1%)の順番に多数となっている。

区 分	集落協定数	割合 (%)
景観の保全	739	58.8
災害の抑制	557	44.3
自然生態系の保全	468	37.3
水源のかん養	340	27.1
地域社会・文化の保全	145	11.5
情操教育	99	7.9
観光・保健休養	60	4.8
その他	6	0.5



市町村が考える国土保全や保健休養機能等の多面的機能の増進または発揮の取り組みを通じてあったと感じる効果は景観の保全 ( 80.3% ) の割合が高くなっている。

区 分	市町村数	割合 (%)
景観の保全	61	80.3
災害の抑制	41	53.9
自然生態系の保全	33	43.4
水源のかん養	32	42.1
地域社会・文化の保全	13	17.1
観光・保健休養	11	14.5
情操教育	10	13.2
その他	3	3.9



集落代表者のこえ(集落協定アンケート調査から)

80歳代の方で「水稲栽培をやめようと思ったが、共同の草刈りや空中散布についても面倒を見てもらえるので、もう少し頑張る」という意欲の方もいる。

農地を守る考えが強くなると共に、この取組により自信もついた。

農業継続困難な農家への協力、助け合いの気持ちが強くなった。

消費者に農業の大切さを少し理解してもらえたことと、交流を通して人との関係が密になった。また、特に女性の中で、休耕地を活かした加工品(そば)等に関心が強くなった。

集落の子供たちとの共同作業で、子供たちの農業への理解が増してきたように思われる。

「管理放棄しようと思っていたが、共同で維持管理できるということで、あきらめない」という声もある。

遊休荒廃地を少なくしたいという気持ちが高まっている。

集落の将来の不安に対して、何かをしなればとの機運が高まるとともに、具体的な内容も語られるようになった。

耕作放棄地がなくなり、景観が良くなり、祭り等の地域活動が復活した。

子供会との交流が広がり、共同作業など通じて集落のまとまりや世代間の交流ができた。

共同作業を通して、集落内に関心を多く持つようになった。助け合いの心が増えた。

当初は協力的でなかった人も喜んで参加してくれるようになった。

個人でできないものも、集落共同で取り組むことによってできる事業がある事を認識した。

本制度により集落全戸で有害鳥獣(イノシシ)の駆除に対する意識が向上した。全戸で電気柵で取り組むことで被害を皆無にすることが出来た。

村から出て行った息子達も共同作業には参加し、地元の行事にも出席するようになった。都市との交流とまではいかないがつながりが出来た。荒廃農地が広がらないためにもなった。

女性たちに直売所等の関心が出てきた。

農道に花を植えることで景観が良くなった。

役員の中に若い地域住民が参加し、集落の状況の理解が深まり、その後、若い人が議論に参加する傾向が出てきた。

共同という考え方、作物の栽培又、農地の保全等を話し、まとまりが出来たと思います。

平成19年度より荒廃農地を優良農地にし、そこへワラビ、山フキを植える計画です。

協定参加者の結びつきが強まり、より一層団結して共同作業に取り組めるようになった。

ビオトープを造り景観作物の推進をした。また、女性グループが道路に花をたくさん植えた。

何の事業も1人では困難。集落一体となって取り組んだことにより、お互いが将来に向かって地域を自分たちの手で守ろうとする意欲が出たと思う。

集落の活性化が図られ、隣の田畑の作物に関心を持ち、作業の手伝いや話し合いが持てるようになった。

集落の将来像や地区の抱えている問題点について、話をする場ができた。

耕作放棄地は深い湿田のために作物を作ることができないので、ホタルを増やすことにし、それなりの成果がありました。

耕作放棄地が近くにある、ますます荒れてひどい事になっていくのを見ると制度に参加しているところはきれいに草刈り、田に豆蒔く等しており、他の人が見てもこの制度は良いことだと思います。

話し合いや寄り合いの数が増え、将来農業に関しての意見が活発になった。

景観が以前より良くなった。共同作業により、協定者・協定者以外を問わず結束がより強くなった。

共同作業により年代を越えての連帯感が増し、意見交換の場が増えた。

交付金の対象とならない人でも、中山間地域の活動に触発され、農地を守る気運がでてきたように思われる。

共同の精神(心)ができたと思います。・協定のない集落からうらやましがられ(ほめられ)ている。

当地区においては近年獣害がひどく(鹿、猪、狸)豆、とうもろこし、いも類は作付けできない状況でしたが、本制度の資金を使い電柵を設置したところ、鹿、猪の害はほとんどなくなり、協定参加者の全員が喜んでいます。今後も対策の範囲を拡大します。

耕作放棄地の復旧、耕地周辺や鳥の被害が発生しやすい藪の草刈りなど、個人では困難な作業を皆が参加して処理することで連帯感が生まれつつある。

条件が悪く耕作放棄されていた土地が共同作業により耕作地に復活した。

農地保全について、個々の考えが強かったが「共同」の精神が芽生えてきた。

災害が発生されると予想される箇所についても、検討するようになった。

集落として自然を守る動きは出たが、発展していくところまではいかない。

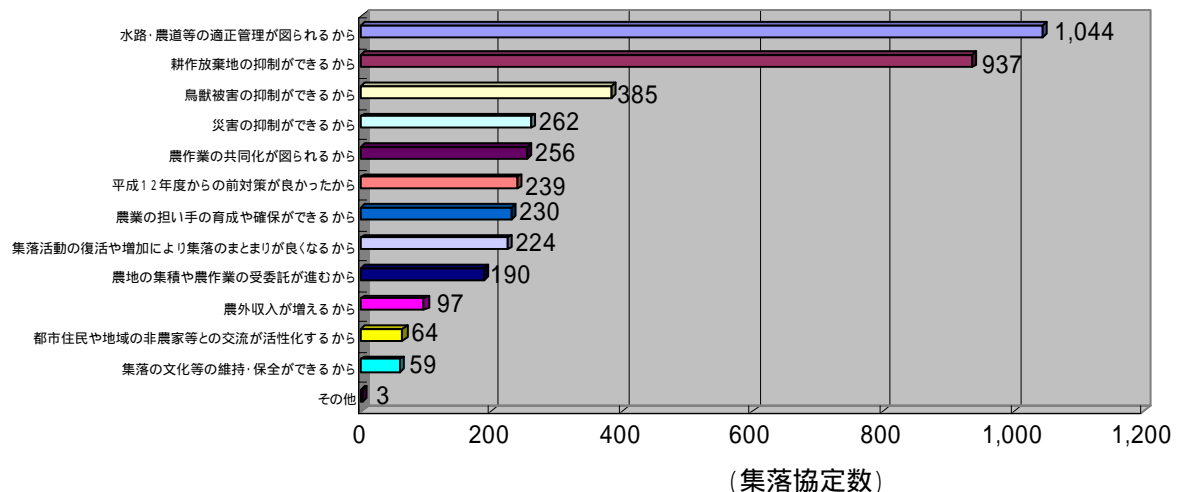
今までは個々の考え方で農作物を作っていたが、育苗等共同で考え意見を出し合い良いものが出来るようになった。各方面ごとに日を決めて、農道、水路の管理をするようになった。仲間意識が浸透し、共同作業の回数が増えた。



#### 4 その他

協定を締結した理由（目的）は、「水路・農道等の適正管理が図られるか」（83.1%）、「耕作放棄地の抑制ができるから」（74.6%）がとなっており、前記のとおり協定を締結した目的が多くの集落協定で達成されていると考えられる。

区 分	集落協定数	割合（%）
水路・農道等の適正管理が図られるから	1,044	83.1
耕作放棄地の抑制ができるから	937	74.6
鳥獣被害の抑制ができるから	385	30.7
災害の抑制ができるから	262	20.9
農作業の共同化が図られるから	256	20.4
平成12年度からの前対策が良かったから	239	19.0
農業の担い手の育成や確保ができるから	230	18.3
集落活動の復活や増加により集落のまとまりが良くなるから	224	17.8
農地の集積や農作業の受委託が進むから	190	15.1
農外収入が増えるから	97	7.7
都市住民や地域の非農家等との交流が活性化するから	64	5.1
集落の文化等の維持・保全ができるから	59	4.7
その他	3	0.2

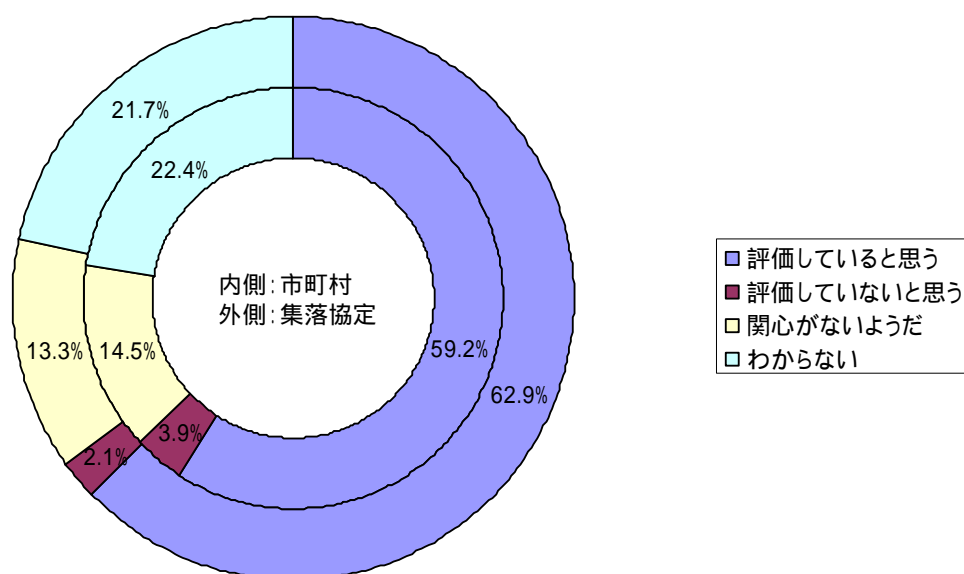


また、協定に参加していない周辺住民の本事業に対する評価は、「評価していると思う」が集落協定・市町村ともに6割前後となっており、「評価していないと思う」を大きく上回っている。

アンケート調査の結果、協定に参加していない周辺住民と水路・農道の管理や周辺林地の共同活動を行っている事例も報告されており、その様な取組を通じて本事業の理解が進んでいると考えられるが、なお一層、県民の理解を得ていく必要がある。

区 分	集落協定数	割合 (%)
評価していると思う	790	62.9
評価していないと思う	26	2.1
関心がないようだ	167	13.3
わからない	273	21.7
合 計	1,256	100

区 分	市町村数	割合 (%)
評価していると思う	45	59.2
評価していないと思う	3	3.9
関心がないようだ	11	14.5
わからない	17	22.4
合 計	76	100



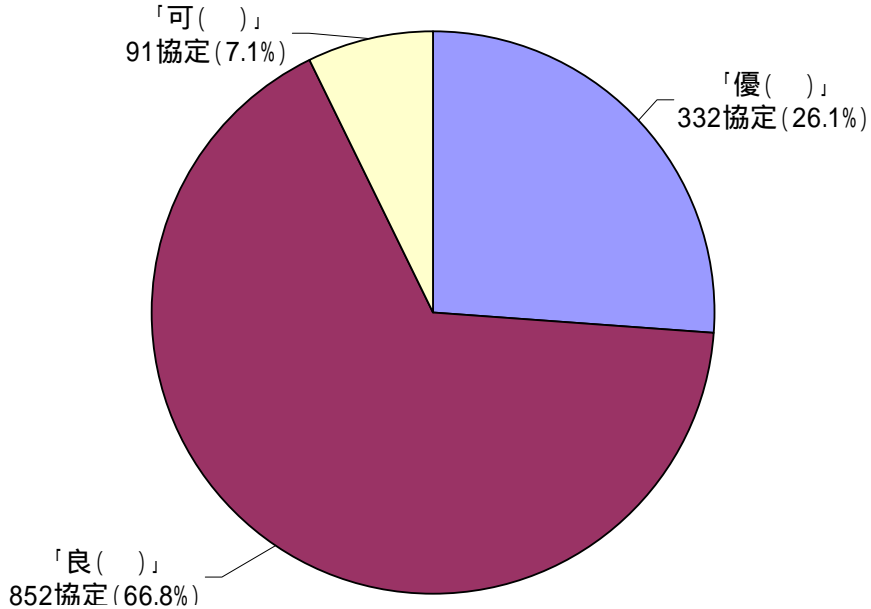
また、アンケート調査によると、耕作放棄地の復旧に「取り組んでいる又は現在は取り組んでいないが残りの協定期間で取り組んでみたい」集落協定の割合は26.4%となっており、本事業の趣旨である耕作放棄の発生防止から一歩踏み出して、耕作放棄地の復旧に取り組みたいという集落協定も見られる状況である。

区 分	集落協定数	割合 (%)
取り組んでいる又は現在は取り組んでいないが残りの協定期間で取り組んでみたい	332	26.4
現在の協定農用地を耕作するのが精一杯で取り組みはできない又は耕作放棄地がない	924	73.6

## まとめ

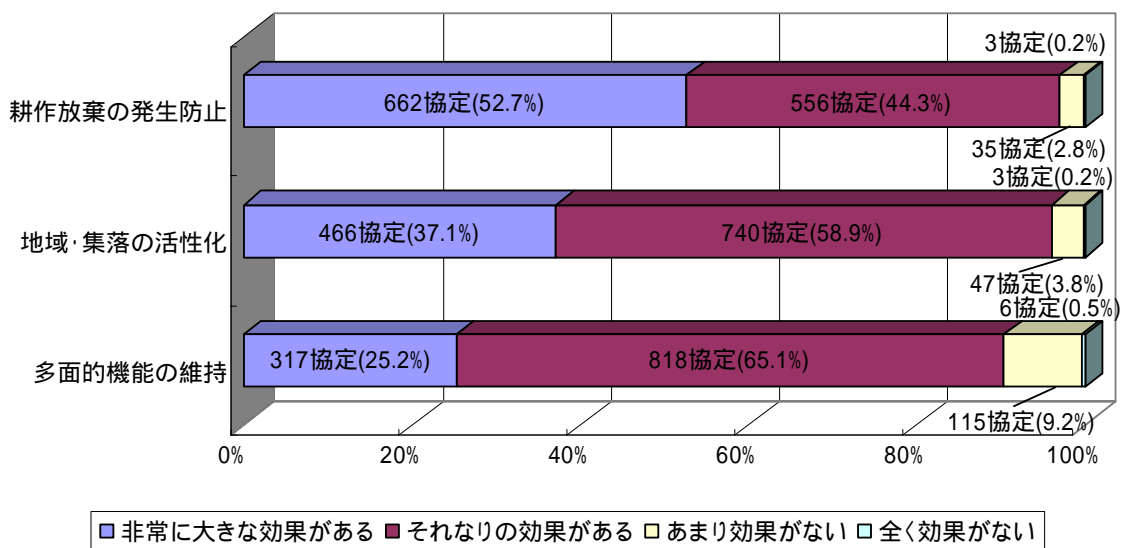
交付金交付の評価の結果、集落協定、個別協定ともに交付金の停止及び返還が必要な協定はなく、総合評価でも「優」と判定された協定が25%を超えるなど、事業が適切かつ着実に進められている。

協定の総合評価の状況



また、本事業の実施によって、耕作放棄の発生防止はもとより、地域・集落の活性化及び多面的機能の維持の面でも大きな効果を上げている。

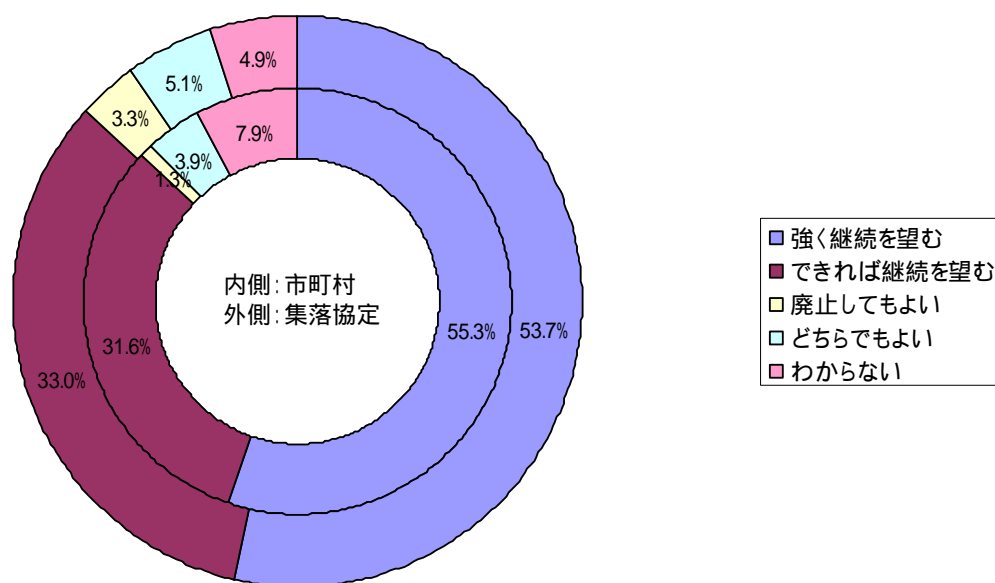
取組別の事業効果（集落協定）



今回の中間年評価を通じて多くの市町村、集落協定から本事業の継続を望む声が寄せられた。

区 分	集落協定数	割合 (%)
強く継続を望む	674	53.7
できれば継続を望む	414	33.0
廃止してもよい	42	3.3
どちらでもよい	64	5.1
わからない	62	4.9
合 計	1,256	100

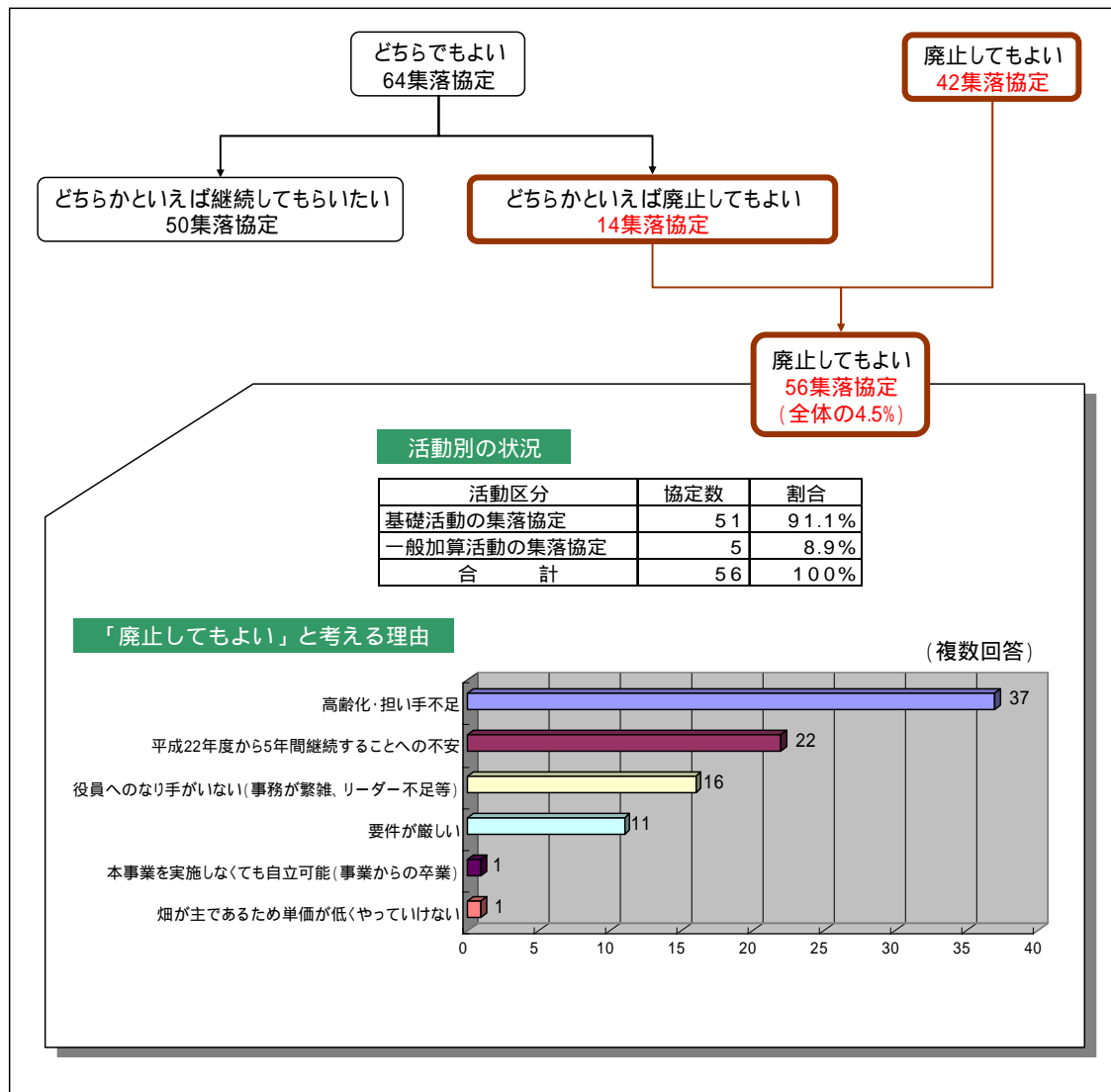
区 分	市町村数	割合 (%)
強く継続を望む	42	55.3
できれば継続を望む	24	31.6
廃止してもよい	1	1.3
どちらでもよい	3	3.9
わからない	6	7.9
合 計	76	100



本県ではこの様な状況に鑑み、平成20年2月6日に国に対して、事業の継続と集落等の要望を反映した制度の充実について要望を行っている。

本事業を次期対策につなげていくためにも平成21年度の事業終了時には、全協定の目標が確実に達成できるよう市町村と連携して支援を継続していく必要がある。

アンケート調査に対して、事業を「廃止してもよい」又は「どちらでもよい」と回答した集落協定について、追加調査を行った結果は次のとおりである。



追加調査の結果、「廃止してもよい」と考える集落協定について分析したところ、その多くは、基礎活動を行っている集落協定であった。また、廃止してもよい理由として、「高齢化・担い手不足」や次期対策が実施された場合、「平成22年度から5年間継続することへの不安」と回答する集落協定が多数を占めた。これらのことから、事業効果が認められないことから「廃止してもよい」と考えているのではなく、次期対策に取り組んだ場合、高齢化等の理由により、向こう5年間事業を適正に実施できるのか不安が募っているものと推測される。

また、事業を「廃止してもよい」又は「どちらでもよい」と回答した4市町村について確認した結果は下記のとおりであり、集落協定と同じく事業効果が認められないと考えている市町村は存在しなかった。

区 分	市町村数
高齢化による事業継続への危惧	2
基礎活動の集落協定が多く、要件がこれ以上厳しくなると事業継続が困難	1
より条件の厳しい地域を手厚く保護するなど制度を改正すべき	1



---

長野県は地産地消を進めています。

毎月第 3 日曜日 (家庭の日) を含む金、土、日曜日は「信州を味わう日」です。